

名古屋市教育センター条例の一部改正について

名古屋市教育センターが行っている事業について廃止する等のため、名古屋市教育センター条例（昭和56年名古屋市条例第7号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和7年2月7日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

記

1 改正理由・内容

名古屋市教育委員会事務局の組織体制を見直し、再構築する必要があることから、名古屋市教育センターが行っている以下の事業について廃止すること等に伴い、規定を整備します。

- (1) 教育に関する専門的、技術的な調査研究
- (2) 教育相談及び教育指導
- (3) 情報教育及び視聴覚教育に関する事業
- (4) 教育に関する図書その他の資料の作成、収集及び提供

2 施行期日

令和7年4月1日

3 条例案・新旧対照

別紙のとおり

（令和7年2月7日提出 総務部総務課）



令和7年第 号議案

名古屋市教育センター条例の一部改正について

名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例

名古屋市教育センター条例（昭和56年名古屋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（事業）

第2条 名古屋市教育センター（以下「センター」という。）は、前条第1項の目的を達成するため、教職員の研修その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業を行う。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市教育センターの事業について、規定を整備

する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市教育センター条例 (抜すい)

(事業)

第2条 名古屋市教育センター (以下「センター」という。) は、前条第1項の目的を達成するため、教職員の研修その他教育委員会 (以下「委員会」という。)が必要と認める事業を行う。

(1) 教育に関する専門的、技術的な調査研究

(2) 教職員の研修

(3) 教育相談及び教育指導

(4) 情報教育及び視聴覚教育に関する事業

(5) 教育に関する図書その他の資料の作成、収集及び提供

(6) その他教育委員会 (以下「委員会」という。) が必要と認める事業